

事 務 連 絡  
令 和 5 年 8 月 7 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

### 令和5年度第2回C-2水準関連審査について

平素より厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、特定高度技能研修機関（C-2水準医療機関）の指定に係る、C-2水準関連審査の申請を受け付けております。令和5年度においては、C-2水準関連審査を行う委員会を計3回実施予定であり、第1回は先日終了しております。第2回は、令和5年9月27日（水）までの申請を対象とした審査を実施し、結果は同年11月頃に申請者へ通知予定です。なお、これまでC-2水準関連審査を受審したことがなく、この日程を超えた場合、第3回委員会での審査となり、その結果は令和6年3月頃に通知予定であることから、都道府県の指定申請に要する期間を踏まえると、令和5年度中のC-2水準の指定が困難になることが考えられます。

このため、令和5年度中のC-2水準の指定申請を検討している医療機関をはじめとした管下の医療機関に対し、都道府県の特定労務管理医療機関の指定申請締切日を考慮し、第2回の当該委員会への早期受審の勧奨を実施していただきますようお願いいたします。

なお、C-2水準関連審査では、特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることを確認するための医療機関の審査（以下「教育研修環境の審査」という。）と、特定分野における高度な技能の修得のための研修を受けることが適当である医師であることを確認するための審査（以下「技能研修計画の審査」という。）を実施しています。その中で、令和4年度の教育研修環境の審査において、技能研修計画の審査申請が同時に行われていない医療機関については、その教育研修環境の適格性の確認が困難との指摘がございました。当該指摘を踏まえまして、教育研修環境の審査申請を予定されている管下医療機関に対し、技能研修計画の審査申請も、併せて提出していただくよう、周知をお願いいたします。

#### <医師の働き方改革C2審査・申請ナビ>

ホームページの「C-2水準を申請する」より申請手続きが可能です。

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

#### <照会先>

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
連絡先：坂井（内線4198）  
代表 03-5253-1111  
直通 03-3595-2232  
E-mail: hatarakikata01@mhlw.go.jp